

広島県では、平成 26 年度からカワウのねぐら・コロニーにおける生息状況調査を実施しており、平成 28 年 12 月時点で利用されているねぐら・コロニーは内陸部及び瀬戸内海沿岸部に 37 ヶ所確認されています。また、カワウの生息数は、春期から夏期にかけて減少し、夏期から冬期にかけて増加する傾向がみられ、個体数が減少する夏（平成 28 年 7 月）では 2,270 羽、増加する冬（平成 28 年 12 月）では 4,411 羽でした。今後、カワウの生息数が増加し、水産被害等が更に深刻化するおそれがあることから、平成 29 年 4 月に、科学的知見に基づいた被害管理・個体群管理・生息地管理のための各種対策を総合的かつ計画的に講じて、カワウによる各種被害の軽減と個体群の安定的維持を図ることを目的とした第二種特定鳥獣（カワウ）管理計画を策定しました。

広島県のカワウ対策は、平成 23 年度に漁協、環境保護団体、猟友会、市町及び県の環境・水産・鳥獣・研究機関を集めた「広島県カワウ対策協議会」を開催し、カワウの基本的な知識の共有と効率的な対策の意見交換を行ってきました。平成 28 年度からは、協議会の下部組織として、各種調査結果等について科学的な評価を行う「科学部会」、管理計画を検討する「計画検討作業部会」、各地域における管理及び被害防除対策を推進する「地域別協議会」を設置し、科学的なデータに基づいた計画の策定・実行・評価・改善を繰り返す順応的管理を推進しています。

なお、水産被害の実態調査としては、県、関係市町及び漁協によって、県内の河川及び海面において捕獲したカワウの胃内容物調査が実施されており、内水面では特にアユ漁業への被害が大きく、海面では放流魚に限らず天然魚も含めて多種類の魚が捕食されていることが明らかになっています。さらに、カワウの生息数及び飛来方向調査や河川での飛来数調査から内水面・海面それぞれにおいて漁業被害を与えるカワウの個体数の推定を行い、アユを対象とした内水面漁業において年間約 69,000 千円、海面漁業において年間 92,000 千円の被害が発生していると推定しています。その他、聞取り調査により、錦鯉養殖業では約 12,000 千円の漁業被害が報告されています。

管理計画では、これら水産被害の軽減を図るため、被害を与える個体数を減少させるとともに、被害額を半減させることを目標とし、「被害地の管理」については飛来数や捕食魚種を把握しながら有害捕獲を含めた各種被害防除対策を組み合わせ実施することとしています。「ねぐら・コロニーの管理」については、内陸部と沿岸部（島嶼部）でカワウの分布状況、生息数や漁業被害の実態が異なるため、河川流域や地域特性等を基に設定した 4 つの管理ユニットごとの対策を実施し、ねぐら・コロニーの生息規模に応じた管理の基本的方針を定めています。

具体的には、小規模なものはビニルひも張りや銃器捕獲による除去・追出し、中規模なものは同様の除去・追出し及びドライアイスなどを活用した繁殖抑制による生息数の低減、大規模なものは周辺に与える影響を考慮しながら、生息数の低減を目指すこととしています。

今年は管理ユニットごとに、市町を含めた意見交換会等を開催し、計画的かつ総合的な対策の実施に向けた体制を整備するとともに、カワウの行動特性を利用した戦略的な捕獲手法の検討、ドローンを活用したビニルひも及びテグス張り等の効率的な対策の検討、ドライアイス法による繁殖抑制効果の検討を試験的に実施しています。

今後は、4 つの管理ユニットごとに段階的な管理を推進し、県内の関係部局、市町、漁業関係者、環境保護団体、猟友会など広範囲な関係者の情報共有と連動した管理によって、カワウと人とが共存することを目指していきます。